

宇土市奨学金返還支援補助金 Q & A

1. 補助金の申請について

No	Q	A
1-1	申請期間は毎年同じですか。	同じです。毎年5月1日から9月30日までです。ただし、休日及び祝日を除きます。
1-2	申請期間内に申請するのを忘れていた場合、次の年にまとめて申請することはできますか。	できません。必ず返還した年度の翌年度に申請する必要があります。 例) 令和6年度中 (R6.4.1～R7.3.31)に返還した奨学金に対する補助金の申請期間は、令和7年5月1日から令和7年9月30日までです。
1-3	1回申請すれば、3回分の補助金が交付されますか。	補助金の申請は各回ごとに行う必要があります。
1-4	住民票の写しは、続柄や本籍等を省略したものでもよいですか。また、家族と同居の場合、申請者だけ記載されたものでよいですか。	本籍、続柄、住民票コード、マイナンバーとともに省略し、申請者個人だけ記載されたもので結構です。
1-5	「奨学金貸与機関が発行する補助対象奨学金の貸与を証するもの」とは、具体的にどのような書類ですか。	<p><u>日本学生支援機構の奨学金の場合</u> 「口座振替（リレーアカウント）加入通知」の写しを添付してください。それが無い方は、「奨学金返還証明書」を取り寄せて添付してください。</p> <p><u>熊本県育英資金の場合</u> 「返還計画書」の写しを添付してください。それが無い方は、「返還台帳」を取り寄せて添付してください。</p> <p>※その他の奨学金の貸与を受けている場合は、商工観光課まで御相談ください。</p>
1-6	「前年度に返還した補助対象奨学金の額を証する書類」とは、具体的にどのような書類ですか。	預金通帳の写し等を指します。

1-7	交付申請書の提出は郵送でもよいですか。	申請は郵送でも結構です。ただし、書類の記入漏れや添付漏れ等による確認のお電話を差し上げる場合がありますので、日中つながる携帯電話番号等の記入をお願いします。また、申請期間の終了日までの当日消印を有効とすることも併せて御留意ください。
-----	---------------------	--

2. 補助対象者について

No	Q	A
2-1	宇土市外出身者でも対象になりますか。	対象になります。ただし、交付申請時に住民票が宇土市内にない場合は対象になりません。
2-2	公務員は補助金の対象者となりますか。	公務員は、補助対象となりません。正規雇用（雇用期間の定めがなく、健康保険、労災保険及び雇用保険有り）を要件としており、公務員には雇用保険の適用がありません。
2-3	令和6年4月1日に就業開始でしたが、正規雇用された日は、令和6年3月1日でした。この場合、補助金の対象者となりますか。	特例により、令和6年3月1日から令和6年3月31日までに正規雇用された者については、令和6年4月1日に正規雇用されたものとみなしますので、補助金の対象です。
2-4	申請者が事業主の場合は、補助金の対象となりますか。	正規雇用が条件のため、事業主の方は補助対象となりません。
2-5	市内事業者に正規雇用されており、宇土市に住民票はありますが、就業先は別の市町村です。この場合、補助金の対象となりますか。	就業先が宇土市外であっても、他の要件を満たしていれば、補助金の対象です。
2-6	奨学金を返還した時点では、市内事業者の正規雇用は継続していました。しかし、会社都合により申請日時点では退職しています。この場合、補助金の取り扱いはどうなりますか。	いかなる理由があっても、交付申請日において市内事業者の正規雇用が継続している必要がありますので、補助金の交付はできません。
2-7	他の奨学金返還助成制度と重複して補助を受けることはできますか。	重複して補助を受けることはできません。
2-8	休業（産休・育休・病休）した場合はどうなりますか。	離職していない限りは補助対象となります。

3. 補助対象奨学金について

No	Q	A
3-1	どんな奨学金が対象になりますか。	独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金、第二種奨学金及び熊本県育英資金です。上記に当てはまらない奨学金を貸与されている場合は、商工観光課まで御相談ください。
3-2	令和5年度中に返還した奨学金は補助の対象になりますか。	なりません。令和6年4月1日以降に返還した奨学金が補助の対象です。
3-3	返還した奨学金には利息も含まれますが、当該利息の額も補助金の対象になりますか。	利息も補助金の対象となります。
3-4	奨学金の返還を年賦や半年賦で行っている場合はどうなりますか。	支払回数に関わらず、前年度中に返還した奨学金が補助金の対象となります。
3-5	繰上返還を行った場合、繰上返還分も補助金の対象となりますか。	補助金の対象となります。ただし、1回あたりの補助金の上限は20万円です。

4. 市内事業者について

No	Q	A
4-1	市内事業者（市内に本店又は主たる事務所を有する事業者）について具体的に知りたい。	<p><u>事業者が法人の場合</u> 登記簿謄本上の「本店」又は「主たる事務所」が本市に所在している事業者をいう。</p> <p><u>事業者が個人事業主の場合</u> 事業の実態等により判断しますので、個人事業主に正規雇用される予定がある場合は、商工観光課まで御相談ください。</p>
4-2	市内事業者の一覧表はありますか。	ありません。市内に本店又は主たる事務所を有する事業者であるかを知りたい場合、商工観光課まで御相談ください。
4-3	市内事業者の対象業種に制限はありますか。	すべての業種（製造業、小売業、サービス業、保育士、幼稚園、医療関係、介護関係等）が対象です。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営むものを除きます。